

有道会の会計に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、有道会（以下「本会」という。）の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収入)

第2条 本会の収入は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 議員会員からの会費
- (2) 地域団体からの会費
- (3) 大本山永平寺からの活動助成金
- (4) 会員等からの寄付金
- (5) 前年度会計からの繰越金
- (6) その他の収入

2 前項第1号に規定する議員会員からの会費については、毎年4月1日現在において議員の職にある者から徴収する。

(支出)

第3条 本会の支出は、次の各号に掲げるものに対して支出する。

- (1) 会議費
- (2) 事業費
- (3) 対外費
- (4) 事務費
- (5) 選挙対策費
- (6) その他本会の活動上必要な支出

2 前項に規定するもののほか、特別支出は執行部会において定め、議員総会の承認により支出するものとする。

(収支決算)

第4条 本会の収支決算は、有道会会則第8条の規定により議員総会において互選された監事により、毎年度の第1回目の通常宗議会の招集日までに収支決算書を作成し、議員総会に報告し承認を得るものとする。また、有道会総会で報告しなければならない。

(保存年限)

第5条 本会の会計に関する帳簿類については、7年間保存するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成14年7月29日から実施する。
- 2 この内規は附則第1項の基準を変更し、平成22年3月29日から実施する。